

平成 23 年度留学生借り上げ宿舎支援事業募集要項

1. 事業の目的

本事業は、留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舎を借り上げることに等により宿舎を提供している大学等（我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設又は法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関をいう。以下同じ。）を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 私費外国人留学生学習奨励費^注受給者等支援（以下「学習奨励費受給者等支援」という。）

大学等が留学生（3. 留学生の定義（支援対象者）参照）に宿舎を提供するために賃貸借契約を原則として1年以上締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付する。

注：私費外国人留学生学習奨励費とは、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する外国人留学生への奨学金制度の一つです。

(2) 留学生交流支援制度（ショートステイ）^注支援（以下「ショートステイ支援」という。）

大学等が留学生（3. 留学生の定義（支援対象者）参照）に宿舎を提供するために賃貸借契約を105日以内の間締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付する。

注：留学生交流支援制度（ショートステイ）とは、機構が実施する外国人留学生への奨学金制度の一つである留学生交流支援制度（ショートステイ、ショートビジット）の以下の3プログラム

- ・ショートステイプログラム (SS)
- ・ショートビジットプログラム (SV)
- ・ショートステイ&ショートビジットプログラム (SS&SV)

のうち、網がけで示した部分を指します。

(3) ホームステイ支援

大学等が、留学生（3. 留学生の定義（支援対象者）参照）を、その指定する一般家庭に7日以上宿泊させる場合において、当該大学等に対し支援金を交付する。

3. 留学生の定義（支援対象者）

(1) 学習奨励費受給者等支援

対象となる留学生とは、次の①②のいずれかに該当する者をいう。

①私費外国人留学生学習奨励費給付制度により学習奨励費の給付を受ける者

②出入国管理及び難民認定法別表第1の4の在留資格「留学」により日本の大学等に在籍する者で、かつ、渡日1年以内または国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者

(2) ショートステイ支援

対象となる留学生とは、留学生交流支援制度（ショートステイ）により奨学金を受給する者をいう。

（同制度ショートステイ&ショートビジットプログラム (SS&SV) のショートステイ該当者を含む。）

(3) ホームステイ支援

対象となる留学生とは、大学間交流協定等に基づいた交流プログラム等により渡日し、かつ、外国の大学等に在籍し、渡日1年以内に宿泊する者をいう。

4. 民間宿舎の定義

本事業において民間宿舎とは、大学等が設置する留学生宿舎及び学生寮並びに公益法人等（次に掲げる団体をいう。）が設置する宿舎以外の宿舎をいう。

(1) 一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）により設立されたもの、並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条により存続するものをいう。）

(2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（ただし、独立行政法人都市再生機構を除く。）

(3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人

5. 支援金の交付額等

(1) 学習奨励費受給者等支援

支援金額は次のとおりとする。なお、同一宿舎を対象とする支援は年度内1回限りとする。

単身用：一戸につき上限80,000円

世帯用：一戸につき上限130,000円

(2) ショートステイ支援

支援金額は次のとおりとする。なお、同一宿舎を対象とする支援は、同一宿舎を年度内に複数回借り上げの場合は、年度内に複数回行うことがある。

単身用：一戸につき上限80,000円

世帯用：一戸につき上限130,000円

(3) ホームステイ支援

支援金額は次のとおりとする。なお、同一世帯（家庭）を対象とする支援は年度内1回限りとする。

一世帯につき上限20,000円

6. 申請対象機関等

我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設又は法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関とする。なお、申請機関の代表者は大学等の長とする。

「6. 申請対象機関等」と「7. 収支の経理」間の記載は以下のとおり。

- 学習奨励費受給者等支援 4～6ページ
- ショートステイ支援 7～9ページ
- ホームステイ支援 10ページ

各ページ参照

7. 収支の経理

支援金の収支の内容を記載した帳簿を備え、詳細な使途を明らかにするものとする。また、当該収支に係る証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存すること。

8. 交付決定取消し等

本事業により交付決定を受けた大学等が、次のいずれかに該当する場合は、当該大学等に対する支援金の交付決定を取り消すものとする。当該大学等は支援金の交付決定が取り消された場合、既に交付された支援金の全部又は一部を速やかに機構に返還しなければならない。

なお、(5)において、大学等の責に帰することができないものと機構理事長が認める場合は、支援金の全部又は一部の返還を免除することがある。

- (1) 申請書類に、虚偽の記載が判明した場合
- (2) 収支報告又は入居者に虚偽の記載が判明した場合
- (3) 学習奨励費受給者等支援、ショートステイ支援、ホームステイ支援にそれぞれ定める支援金の使途以外の使途に支援金を充てたことが判明した場合
- (4) 本事業の目的に違反する行為があった場合
- (5) 交付決定後に、留学生に宿舎を提供できなくなり、本事業の目的が達成できなくなったと認められる場合

9. 実地調査

機構職員が大学等へ出向き、実施状況を調査することがある。

10. 書類提出先及び照会先

〒135-8630

東京都江東区青海 2-2-1

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 交流・宿舎事業課（借り上げ宿舎担当）

電話：03-5520-6033

FAX：03-5520-6034

ホームページ：<http://www.jasso.go.jp/ihouse/kariage.html>

学習奨励費受給者等支援

1. 申請期間及び申請方法等

申請期間：平成23年7月1日（金）～平成23年7月15日（金）必着

*学習奨励費受給者が居住する宿舎のみ申請できるものとする。

学習奨励費受給者以外の、在留資格「留学」で渡日1年以内または国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者が居住する宿舎は、今後、追加募集を行う場合のみ申請可能です。なお、追加募集の有無は予算の執行状況により決定します。追加募集の有無及び追加募集を行う場合の、追加募集用の募集要項は10月頃ホームページに掲載する予定です。

申請書類：

- ・平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業（学習奨励費受給者等支援）申請書（様式1-1）
- ・平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業（学習奨励費受給者等支援）宿舎票（様式1-2）
- ・同一宿舎に居住する者同士の婚姻を証明する書類 *世帯用の場合のみ
- ・賃貸借契約書の写し
- ・返信用封筒（大学等の宛名を明記し、80円切手を貼付した長3型封筒）

申請条件：

- ・宿舎は平成23年4月～平成24年3月の1年間確保すること。
賃貸借契約期間が、平成23年4月～平成24年3月を含み1年以上あることが必要です。年度途中で契約期間が終了する場合は、契約更新の予定があり、1年間（平成23年4月～平成24年3月）は宿舎を確保する予定であることが必要です。
宿舎確保期間（平成23年4月～平成24年3月）中に、賃貸借契約の未更新、解約等により、当該宿舎を確保できなくなった場合は、当該宿舎に係る支援金の全額を返還する必要があります。
- ・宿舎確保期間（平成23年4月～平成24年3月）中は、支援対象となる留学生（「3. 留学生の定義」参照）を居住させること。
支援決定後に、居住者の退去等により支援対象外の者を入居させた場合は、当該宿舎に係る支援金の全額を返還する必要があります。
- ・申請時まで、支援対象者が居住を開始していること。

留意事項：

- ・本事業における「宿舎」とは住戸（戸）を指します。建物単位、一住戸の中での居室単位ではありません。一住戸に居室が1つでも複数（3LDK等）でも一宿舎です。例えば、一軒家に居室が5室あり各室1人ずつ住んでいても一宿舎です。
- ・集合住宅等で棟単位、フロア単位等の複数戸をまとめて賃貸借契約する場合は、賃貸借契約書等に住戸の部屋番号、住戸数の記載が必要です。これらの記載がない場合は、住戸が複数戸あっても一宿舎とみなします。

書類提出に係る留意事項：

- ・申請書類提出の際は、封筒の表に「留学生借り上げ宿舎支援申請書在中」と明記すること。
- ・申請書類は、書留又は宅配便等の配達記録が残る方法で送付すること。
- ・書類に不備等がある場合は別途資料の提出を求める場合がある。また、記載もれ等がある場合、審査対象としない場合がある。
- ・受理した申請書類は一切返却しない。
- ・申請書類等各様式、記入例は、次のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.jasso.go.jp/ihouse/kariage.html>

2. 採択に当たっての優先順位

以下の①～③区分について、①を最優先として①～③の順に、予算の範囲内で支援金を交付決定する。④の宿舍は追加募集を行った場合のみ対象となります。

①学習奨励費渡日前入学許可予約制度（大学推薦）による受給者が居住する宿舍

②学習奨励費予約制度（日本留学試験成績優秀者及び日本語教育機関推薦）による受給者が居住する宿舍

③学習奨励費受給者で①②以外の者が居住する宿舍

※日本留学試験の海外受験者で、成績優秀により、入学時の大学等において、標準修業年限までの学習奨励費給付期間延伸対象となった学年進行者も③です。

④在留資格「留学」で渡日1年以内又は国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者が居住する宿舍

3. 支援金の交付決定通知等

交付決定の可否は、平成23年8月下旬を目処に、申請のあった大学等の長に通知する。

支援金は交付決定通知後に大学等が指定する金融機関口座に送金する。

4. 支援金の使途等

支援金は、借り上げる民間宿舍の賃貸借契約等の経費として交付し、「①支援金の使途」に指定する経費に使用できるものとする。

①支援金の使途

- ・賃貸借契約に係る経費「礼金」「仲介手数料」「更新料」「掛け捨ての保険料」
- ・鍵の交換代
- ・管理委託会社への支払い「管理委託費」「管理事務費」
- ・修繕費用
- ・部屋の原状回復費用
- ・物品（次の26品のみ）のレンタル代 **※物品購入代は対象外です。**

レンタル可能な物品26品

ベッド、学習机、椅子、本棚、冷蔵庫、エアコン、扇風機、洗濯機、乾燥機、掃除機、電気スタンド、電子レンジ、テレビ、布団、電気ポット、炊飯ジャー、照明器具、固定電話、こたつ、整理ダンス、ソファ、ダイニングテーブル、IH調理器、ガスコンロ、ルーター、モデム

②支援金使用期間

- ・支援金を使用できる期間は、平成23年度中とする。
ただし、賃貸借契約に係る費用（礼金、仲介手数料、更新料、掛け捨ての保険料）については、賃貸借契約期間開始日が平成23年4月以降の場合で、前年度中に支払いが生じた場合は、これを支援対象とする。
- ・支援金使用期間後に支援金の残余额がある場合は、機構へ返還するものとする。

③支援金の使用に係る留意事項

- ・指定された使途以外には使用できません。敷金、敷引き、家賃は対象外です。
- ・支援対象宿舍（住戸）以外に係る経費として使用することはできません。
- ・支援対象宿舍（住戸）ごとに経費の明細を明らかにすること。請求書・領収書等で当該宿舍分の経費の明細を明らかにできない場合は支援金を使用できません。

- ・「2. 採択に当たっての優先順位」の①～③区分により支援決定した宿舎に同居している、在留資格「留学」で渡日1年以内または国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者(④区分)に係る経費は、支援金を使用することができます。

5. 交付決定された宿舎については、次のとおり、居住状況を機構理事長へ報告するものとする。

提出期日：平成24年1月1日現在の居住状況を平成24年1月末日までに報告

報告書類：平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業(学習奨励費受給者等支援)居住状況報告書(様式1-3)

6. 支援金の収支報告

交付決定された支援金の収支については、次のとおり機構理事長へ報告するものとする。支援金に残余額がある場合は、機構への返還が必要となるため、別途機構へ連絡すること。

提出期日：平成24年3月31日から1か月以内

報告書類：平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業(学習奨励費受給者等支援)収支簿(様式1-4)

ショートステイ支援

1. 申請期間及び申請方法等

申請期間： 平成23年11月21日（月）～平成23年11月30日（水）必着

申請書類：

- ・平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業（ショートステイ支援）申請書（様式2-1）
- ・平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業（ショートステイ支援）宿舎票（様式2-2-※）
 - ※（様式2-2-1）賃貸借契約を締結し居住を開始した宿舎用
 - ※（様式2-2-2）賃貸借契約を締結したが居住者が未定の宿舎用
 - ※（様式2-2-3）賃貸借契約は未締結だが居住者が確定している宿舎用
- ・同一宿舎に居住する者同士の婚姻を証明する書類 *世帯用の場合のみ
- ・賃貸借契約書の写し
- ・返信用封筒（大学等の宛名を明記し、80円切手を貼付した長3型封筒）

様式2-2-2、様式2-2-3について：

- ・申請時までに賃貸借契約を締結し居住を開始した宿舎が望ましいが、賃貸借契約を締結したが居住者が未定の宿舎及び賃貸借契約は未締結だが居住者が確定している宿舎も申請可能とする。この場合は平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業（ショートステイ支援）宿舎票（様式2-2-2又は2-2-3）に追加書類提出予定日を指定し、当該予定日までに追加書類を提出すること。

追加書類提出予定日：居住開始月の翌月5日までの日を指定

平成24年3月居住開始分については、居住開始日から5日以内の日を指定

申請条件：

- ・宿舎は新規契約により105日以内の期間賃貸借契約したものであり、契約期間開始日が平成23年度中であること。
- ・平成23年度中に支援対象者が居住を開始すること。
- ・賃貸借契約期間は支援対象者のための宿舎確保期間とし、宿舎確保期間中に賃貸借契約の解約等により当該宿舎を確保できなくなった場合は、当該宿舎に係る支援金の全額を返還すること。
- ・賃貸借契約期間中は、支援対象となる留学生（「3. 留学生の定義」参照）を居住させること。
支援決定後に、居住者の退去等により支援対象外の者を入居させた場合は、当該宿舎に係る支援金の全額を返還すること。
- ・年度内に同一宿舎を複数回借り上げる場合は、同一宿舎の申請を複数件行うことができる。
- ・同一支援対象者が居住する宿舎に対する支援は年度内1回限りとする。

留意事項：

- ・本事業における「宿舎」とは住戸（戸）を指します。建物単位、一住戸の中での居室単位ではありません。一住戸に居室が1つでも複数（3LDK等）でも一宿舎です。例えば、一軒家に居室が5室あり各室1人ずつ住んでいても一宿舎です。
- ・集合住宅等で棟単位、フロア単位等の複数戸をまとめて賃貸借契約する場合は、賃貸借契約書等に住戸の部屋番号、住戸数の記載が必要です。これらの記載がない場合は、住戸が複数戸あっても一宿舎とみなします。

書類提出に係る留意事項：

- ・申請書類提出の際は、封筒の表に「留学生借り上げ宿舎支援申請書在中」と明記すること。
- ・申請書類は、書留又は宅配便等の配達記録が残る方法で送付すること。

- ・書類に不備等がある場合は別途資料の提出を求める場合がある。また、記載もれ等がある場合、審査対象としない場合がある。
- ・受理した申請書類は一切返却しない。
- ・申請書類等各様式、記入例は、次のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.jasso.go.jp/ihouse/kariage.html>

2. 採択に当たっての優先順位

以下の①～③区分について、①を最優先として①～③の順に、予算の範囲内で支援金を交付決定する。なお、②③については仮決定とする。

- ①賃貸借契約を締結し居住を開始した宿舍 ※居住を終了し賃貸借契約期間も終了した宿舍を含む。
- ②賃貸借契約を締結したが居住者が未定の宿舍
- ③賃貸借契約は未締結だが居住者が確定している宿舍

3. 支援金の交付決定通知等

交付決定の可否は、平成23年12月末頃を目処に、申請のあった大学等の長に通知する。なお、②③については、仮決定とする。

支援金は交付決定通知後に大学等が指定する金融機関口座に送金する。

4. 支援金交付の仮決定を受けた場合の事務手続

交付の可否について仮決定を受けた大学等は、賃貸借契約を締結し居住を開始次第、追加書類を機構へ提出すること。なお、申請時に提出された平成23年度留学生借り上げ宿舍支援事業（ショートステイ支援）宿舍票（様式2-2-2 又は2-2-3）に指定した追加書類提出予定日を過ぎても、追加書類の提出がない場合は、本事業の支援を辞退したものとみなす。

機構は追加書類を審査の上、支援金の交付の可否を本決定する。交付可否の本決定は追加書類を提出した大学等の長に通知し、支援金は大学等が指定する銀行口座に交付決定通知後に送金する。

追加書類提出期限：

平成23年度留学生借り上げ宿舍支援事業（ショートステイ支援）宿舍票（様式2-2-2 又は2-2-3）に大学等が指定した追加書類提出予定日

追加書類：

- ・平成23年度留学生借り上げ宿舍支援事業（ショートステイ支援）宿舍票（様式2-2-※追加提出用）
 - ※（様式2-2-2（追加提出用）「②賃貸借契約を締結したが居住者が未定の宿舍」の追加書類
 - ※（様式2-2-3（追加提出用）「③賃貸借契約は未締結だが居住者が確定している宿舍」の追加書類
- ・（未提出の場合のみ）同一宿舍に居住する者同士の婚姻を証明する書類 ※世帯用の場合のみ
- ・（未提出の場合のみ）賃貸借契約書の写し

5. 支援金の使途等

支援金は、借り上げる民間宿舍の賃貸借契約等の経費として交付し、「①支援金の使途」に指定する経費に使用できるものとする。

①支援金の使途

- ・賃貸借契約に係る経費「礼金」「仲介手数料」「更新料」「掛け捨ての保険料」
- ・鍵の交換代
- ・管理委託会社への支払い「管理委託費」「管理事務費」

- ・修繕費用
- ・部屋の原状回復費用
- ・物品（次の26品のみ）のレンタル代 **※物品購入代は対象外です。**

レンタル可能な物品26品

ベッド、学習机、椅子、本棚、冷蔵庫、エアコン、扇風機、洗濯機、乾燥機、掃除機、電気スタンド、電子レンジ、テレビ、布団、電気ポット、炊飯ジャー、照明器具、固定電話、こたつ、整理ダンス、ソファ、ダイニングテーブル、IH調理器、ガスコンロ、ルーター、モデム

②支援金使用期間

- ・支援金を使用できる期間は、平成23年度中とする。
- ただし、賃貸借契約に係る費用（礼金、仲介手数料、更新料、掛け捨ての保険料）については、賃貸借契約期間開始日が平成23年4月以降の場合で、前年度中に支払いが生じた場合は、これを支援対象とする。
- ・支援金使用期間後に支援金の残余额がある場合は、機構へ返還するものとする。

③支援金の使用に係る留意事項

- ・指定された用途以外には使用できません。敷金、敷引き、家賃は対象外です。
- ・支援対象宿舎（住戸）以外に係る経費として使用することはできません。
- ・支援対象宿舎（住戸）ごとに経費の明細を明らかにすること。請求書・領収書等で当該宿舎分の経費の明細を明らかにできない場合は支援金を使用できません。

6. 支援金の収支報告

交付決定された支援金の収支については、次のとおり機構理事長へ報告するものとする。支援金に残余额がある場合は、機構への返還が必要となるため、別途機構へ連絡すること。

提出期日：賃貸借契約期間終了日又は平成24年3月31日のうち、先に到来する日から1か月以内
 報告書類：平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業（ショートステイ支援）収支簿（様式2-3）

ホームステイ支援

1. 申請期間及び申請方法等

申請期間： 毎月の末日を締め切りとする。ただし、年度内の最終締め切りは平成24年2月末日とする。

申請書類：

- ・平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業（ホームステイ支援）申請書（様式3-1）
- ・平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業（ホームステイ支援）宿泊証明書（様式3-2）
- ・大学間交流協定書等の写し
- ・交流プログラム等の内容が分かる書類（謝金額が分かるもの）
- ・返信用封筒（大学等の宛名を明記し、80円切手を貼付した長3型封筒）

申請条件： 同一世帯（家庭）に、支援対象となる留学生（「3. 留学生の定義」参照）が、年度内に7日以上宿泊すること。

書類提出に係る留意事項：

- ・申請書類提出の際は、封筒の表に「留学生借り上げ宿舎支援申請書在中」と明記すること。
- ・申請書類は、書留又は宅配便等の配達記録が残る方法で送付すること。
- ・書類に不備等がある場合は別途資料の提出を求める場合がある。また、記載もれ等がある場合、審査対象にされない場合がある。
- ・受理した申請書類は一切返却しない。
- ・申請書類等各様式、記入例は、次のホームページからダウンロードしてください。
<http://www.jasso.go.jp/ihouse/kariage.html>

2. 採択に当たっての優先順位

申請書類の受付順に優先し、予算の範囲内で支援金を交付決定する。

3. 支援金の交付決定通知等

交付決定の可否は、申請書を受理した月の翌月下旬を目処に、申請のあった大学等の長に通知する。支援金は交付決定通知後に大学等が指定する金融機関口座に送金する。

4. 支援金の用途等

①支援金の用途

留学生のホームステイを受入れる一般家庭への謝金とする。

②支援金の使用に係る留意事項

- ・指定された用途以外には使用できない。
- ・支援金を使用できる期間は、平成23年度中とする。
- ・支援金に残余額がある場合は、機構へ返還するものとする。

5. 支援金の収支報告

交付決定された支援金の収支については、次のとおり機構理事長へ報告するものとする。支援金に残余額がある場合は、機構への返還が必要となるため、別途機構へ連絡すること。

提出期日：ホームステイ終了日又は平成24年3月31日のうち、先に到来する日から1か月以内
報告書類：平成23年度留学生借り上げ宿舎支援事業（ホームステイ支援）収支簿（様式3-3）